

(公財) 神戸市スポーツ協会 JSCスポーツガバナンスウェブサイト 公表内容

団体情報 (概要)

団体名称	神戸市スポーツ協会
コード区分	一般スポーツ団体
法人区分	公益財団法人
都道府県	兵庫県
市町村	神戸市
競技名	統括組織
代表者氏名	会長 國井 総一郎
加盟登録団体数	42

自己説明内容

	項目	対応状況
原則1	法令等に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである。	
	(1) 法人格を有する団体は、団体に適用される法令を遵守しているか。	A
	公益財団法人として、関係法令（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律、公益社団法人公益財団法人の認定等に関する法律ほか）の規定を遵守している。	
	(2) 法人格を有しない団体は、団体としての実体を備え、団体の規約等を遵守しているか。	—
	(3) 事業運営に当たって適用される法令等を遵守しているか。	A
	法令（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律、公益社団法人公益財団法人の認定等に関する法律ほか）及び地方公共団体の条例・規則等の規定を遵守するとともに、当協会における規程（定款ほか諸規程）を定め遵守している。	
	(4) 適切な団体運営及び事業運営を確保するための役員等の体制を整備しているか。	A
	評議員 14 名、理事 17 名（会長、会長代行兼副会長、副会長、常務理事、各 1 名含む）、監事 2 名を置いている。	
原則2	組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表すべきである。	
	(1) 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表しているか。	A
	定款、中期経営計画の策定、毎事業年度の事業計画・予算等について公表している。	

原則 3	暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るべきである。	
	(1) 役職員に対し、コンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。	A
	協会における法令遵守に係る規程（業務運営の透明化の推進及び公正な職務執行の確保に関する規程、内部通報取扱規程等）を制定しており、また、研修を実施している。	
	(2) 指導者、競技者等に対し、コンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。	A
	加盟団体に対して、ガバナンスコードに関する情報の提供や相談の受付など自己説明及び公表に関する支援の実施、また、専門家を講師に招いてガバナンスやコンプライアンスに関する研修を実施している。	
原則 4	公正かつ適切な会計処理を行うべきである。	
	(1) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守しているか。	A
	財務規程（会計規則ほか）を制定し、遵守している。	
	(2) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守しているか。	A
	関係法令ほか示されたガイドラインを遵守している。	
	(3) 会計処理を公正かつ適切に行うための実施体制を整備しているか。	A
協会本部に実務面の実施組織として総務課に経理担当係長をおき、別に会計責任者、出納責任者を置いている。 毎事業年度決算の監事による決算監査、税理士による事前確認のほか、会計責任者による定期財務監査、神戸市指導に基づく自主監査を実施している。		
原則 5	法令に基づく情報開示を適切に行うとともに、組織運営に係る情報を積極的に開示することにより、組織運営の透明性の確保を図るべきである。	
	(1) 法令に基づく情報開示を適切に行っているか。	A
	関係法令（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律、公益社団法人公益財団法人の認定等に関する法律ほか地方自治法ほか）の規定に基づき、理事会・評議員会等を開催し、議決・報告を行うほか、HPにおいて公開、情報公開制度、神戸市への報告、市会における審査などを行っている。	

	(2) 組織運営に係る情報の積極的な開示を行っているか。	A
	<p>理事会・評議員会への報告ほか、HPにおいて公開、情報公開制度、神戸市への経営状況報告、市会特別委員会への審査などを通じ行っている。</p>	
原則 6	<p>高いレベルのガバナンスの確保が求められると自ら判断する場合、ガバナンスコード<NF 向け>の個別の規定についても、その遵守状況について自己説明及び公表を行うべきである。</p>	
	<p>非該当</p>	